

令和3年度
松戸市基幹型地域包括支援センター
運営実績報告

令和4年7月28日（木）

令和4年度 第2回 松戸市介護保険運営協議会資料

地域包括ケア推進課

目 次

基幹型地域包括支援センターについて	3
1 基幹型地域包括支援センター設置の目的	3
2 基幹型包括の位置づけ	3
3 基幹型包括の体制	3
令和3年度基幹型地域包括支援センターの取組	4
1 業務共通事項の実施方針	4
(1) 新型コロナウイルス感染症における業務の取組	4
(2) 事業運営体制の充実	4
(3) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施	6
(4) 地域包括支援センター職員の確保・育成	6
(5) 個人情報保護の徹底	8
(6) 利用者満足の上 向	8
(7) 公正・中立性の確保	8
2 個別業務の実施方針	9
(1) 総合相談支援業務	9
(2) 権利擁護業務	10
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	13
(4) 地域ケア会議関係業務 【担当：川上・田村】	14
(5) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務	16
(6) 在宅医療・介護連携推進業務 【担当：青木】	16
(7) 認知症総合支援業務	17
(8) 生活支援体制整備事業	20
(9) 松戸市指定事業	21

基幹型地域包括支援センターについて

1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、市民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者が連携・調整し、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

関係機関の連携・調整と地域包括ケアシステム構築を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（以下、「地域包括」という。）とともに、地域包括の統括・総合調整・後方支援等を行うための基幹型地域包括支援センター（以下、「基幹型包括」という。）を設置する。

2 基幹型包括の位置づけ

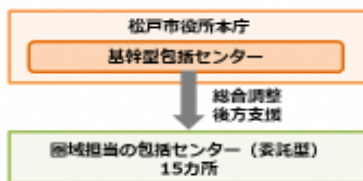
(1) 基幹型包括は、直接の担当圏域を持たず、地域包括の統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組む。

(2) 基幹型包括は、市直営の機関として市役所本庁内に設置し、地域包括の業務が、市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう調整及び支援を行う。

基幹型地域包括支援センター（平成29年4月創設）の役割・機能

◎役割・位置づけ

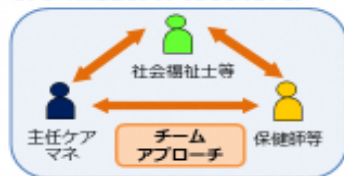
- 市役所本庁内に基幹型センターを設置し、高齢者施策全般や他の関連施策と密接に連携。
- 基幹型センターは直接担当圏域を持たず、圏域担当センター（委託型）の総合調整や後方支援等を実施。



◎職員体制

包括センター設置に必要な3職種を配置し、チームアプローチを実施することにより、センターの総合調整や後方支援の機能を効果的に発揮。

※包括センター設置に当たっては、3職種配置に関する人員基準（最低限必要な人員の基準）をクリアする必要があるが、3職種各1名以上（合計3名以上）の配置をもって、人員基準をクリアできるものとする。



◎基幹型センターの創設に伴って強化する機能（主なもの）

- | | |
|------------------|---|
| ①統括・総合調整機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・センターと市の運営方針の共有・連携強化 ・センター間の業務・連絡調整の円滑化 ・センター間のノウハウ共有・交流の強化 ・センター事業評価を活用したセンターの機能強化 など |
| ②総合相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・市レベルの関係団体・機関・行政のネットワークの構築 ・市全域を対象にしたワンストップ相談窓口（高齢者総合相談窓口、高齢者あんしん100番）の充実 など |
| ③権利擁護 | <ul style="list-style-type: none"> ・公権力の行使（やむを得ない措置、市長申立て等）を含めた困難事例への迅速な対応 ・高齢者虐待防止ネットワーク・緊急ヘルプネットワークの充実 ・消費者被害防止への対応強化 など |
| ④包括的・継続的ケアサポート支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例等に対する直接的支援（同行訪問、担当者会議への出席等）の実施 ・在宅の限界点を高めるためのケアサポート支援 など |
| ⑤地域ケア会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケア会議・推進会議の機能強化（ノウハウ共有化、運営マニュアル充実等） ・市ケア会議の課題解決能力の充実 など |
| ⑥在宅医療介護連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・圏域担当センターと地域サポート医の連携支援 ・基幹型センターと地域サポート医の連携 など |
| ⑦認知症支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チーム（拡充）への支援 ・あんしん一歩運動（オレンジ協力員など）の推進 ・MCIの早期発見・早期対応の推進 など |
| ⑧介護予防ケアサポート | <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援型ケアプランの作成支援 ・介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実 など |
| ⑨人材育成支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・資質向上のための計画的な研修の開催・参加支援 ・職種別専門部会への支援の強化 ・センター事業評価を活用した実践的な学びの場の提供 など |

※基幹型センターとして、総合調整や後方支援に重点的に取り組むため、個別のケアプラン作成は積極的に進めず、主任ケアマネの自主的な作成や困難事例への対応を行う観点から、直接相談を受けた個別の困難事例等についてのケアプラン作成は行わない。

4

3 基幹型包括の体制

基幹型包括は、松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課内に設置している。

令和3年度の地域包括ケア推進課は、地域包括支援センター班・地域支援班・フレイル班・庶務班の4班体制を取った。主任介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士等の専門職及び事務職の計39人を配置し（会計年度任用職員含む）、基幹型包括として地域包括の業務の後方支援及び総合調整を行った。

令和3年度基幹型地域包括支援センターの取組

以下、令和3年度の基幹型包括の運営方針ごとに、その取組を記載する。

1 業務共通事項の実施方針

(1) 新型コロナウイルス感染症における業務の取組

- ① 地域包括支援センター業務の感染症対策やオンライン活用等、新しい生活様式を踏まえた実施方法を検討し、業務を継続するための支援を行う。

<取組>

地域包括が主催した市民向け高齢者虐待防止市民向け講演会において、オンライン参加と会場参加の両方を実施するハイブリッド形式での開催が円滑に進むよう、デバイスやアカウントを提供したり、開催に向けた打ち合わせに基幹型包括職員が参加し、地域包括のノウハウの蓄積に寄与した。

また、令和3年度の地域包括事業評価の項目である「社会資源の運営支援を目的とした会議への出席回数」や「認知症サポーター養成講座・介護予防教室・認知症予防教室・介護者のつどいの開催回数」において、オンラインによる出席や開催を評価対象とし、地域包括がオンラインの活用を推進する体制を整えた。

(2) 事業運営体制の充実

- ① 地域包括支援センター長会議（原則毎月開催）、合同連絡会・研修会等を通じて地域包括支援センターにおける業務の実施方針を明示するとともに、各地域包括支援センターの事業計画策定に際しての支援・助言等を通じて、市と地域包括支援センターの運営方針の共有及び連携の強化を図る。

<取組>

地域包括における業務の実施方針を4月のセンター長会議で明示した。併せて、基幹型包括職員は、各地域包括と令和2年度の包括評価をもとに、前年度の目標達成状況を確認し、課題を整理した。その結果をもとに、令和3年度の事業計画について協議した。これらの過程を通じて、基幹型包括と地域包括の運営方針の共有及び連携強化を図った。

- ② 地域包括支援センターの自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を行うとともに、介護保険運営協議会を通じて、行政による点検・評価の結果を決定する。あわせて、地域包括支援センター事業の点検・評価結果を公表する。

<取組>

基幹型包括は、地域包括から提出された自己評価に基づき、事業の実施状況及び事例対応方法について判定会議を実施し、行政評価を行った。結果を第3回松戸市介護保険運営協議会にて報告し、決定した評価を市ホームページに掲載した。

- ③ 地域包括支援センター事業評価の結果を活用して、地域包括支援センターごとの強みや課題等を把握、分析し、具体性の高い意見交換を行い、各地域包括支援センターの機能強化を図る。

<取組>

第3回松戸市介護保険運営協議会にて決定した評価について、基幹型包括が各地域包括と面談を行い、結果の共有を行うとともに令和2年度の振り返りと令和3年度の取組みについて協議を行った。また、地域包括の取り組みや事例対応等の好事例をまとめた冊子を作成し、センター長会議で配布することで、優れた取組や対応方法について共有を図った。

- ④ 地域包括支援センター間の交流の強化等を通じて、地域包括支援センター間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。

<取組>

センター長会議を毎月1回・年間12回、基幹型包括が主催し、単に情報共有の場とするだけでなく、地域包括からの意見を募り、議論を行う場となるよう努めた。この取組は令和4年度においても継続している。

また、地域包括間で情報共有や見学し合うことが有用である活動等についてアンケート調査を行った。その回答を「情報共有シート」にまとめ、令和3年11月に開催したセンター長会議において各地域包括に配布した。情報共有シートに基づき情報を共有するとともに、地域包括ケア推進会議等をお互いに見学し合う予定である。

- ⑤ 市の広報媒体の活用や関係団体等との連携に基づき、地域包括支援センターのPRを推進する。

<取組>

市ホームページに地域包括の所在地や取扱業務等についての情報を掲載する他、月2回（1日・15日）発行の「広報まつど」において、各地域包括が行っている体操教室や認知症予防教室といった活動を掲載した。また、令和3年12月10日に、地域包括の紹介をテーマに「広報まつど特集号」を地域包括ケア推進課にて作成、発行し市内全戸に配布及び公共施設へ配架した。

これらの活動を通じ、地域包括の認知度向上を目指し、周知に努めた。

- ⑥ 土日、夜間等における連絡体制を整備する。

<取組>

基幹型包括は、土日祝を含め緊急時の連絡体制を整えている。令和3年度に休日対応した事例のうち、徘徊高齢者の保護に関するものが大半を占めるが、高齢者本人の発熱や栄養状態の悪化といった身体状況による緊急連絡も2件あった。

○土日、休日の対応件数 13件（前年度21件）

- ⑦ 地域包括支援センターがICTを活用した業務を推進するための支援を行うとともに、基幹型包括においてもICTを活用した業務を実施する。

<取組>

地域包括と共通のICTシステムを利用することで、双方向の情報連携をスムーズに行うことができた。情報セキュリティ対策として基幹型包括及び地域包括の電子証明書の導入について令和4年度検討を進める予定となっている。

- ⑧ 地域包括支援センターが事業評価重点項目を達成するための支援を行う。

<取組>

令和2年度事業評価の結果を基に、基幹型包括の地区担当が地域包括と面談を行い、令和3年度事業評価に向け重点項目を達成するために必要な取組について協議を行った。

(3) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

- ① 地域包括に対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供する。

<取組>

松戸市介護保険運営協議会で活用した地域包括の運営状況の資料や、地区別人口一覧、日常生活圏域別事業対象者特定者/要支援・要介護認定者数等のデータを提供した。

併せて、市の事業として実施している JAGES 調査やフレイル予防事業、高齢者虐待防止ネットワーク等における地区分析結果等のデータも提供した。

(4) 地域包括支援センター職員の確保・育成

- ① 地域包括支援センター職員の資質向上に向けた合同研修会を計画的に開催し、外部研修等についても参加支援を行う。

<取組>

下記のとおり合同連絡会（包括合同研修会）及び、地域包括新人職員向け研修会を計画し実施した。また、県・協議会等主催の研修を案内し、参加調整等を行った。

○合同連絡会（包括合同研修会） 3回開催

第1回

開催日時 令和3年10月28日（木）

開催内容 セルフネグレクト、支援拒否事例への支援

研修講師 あおぞら診療所 院長 川越 正平 先生

研修対象 地域包括職員、基幹型包括職員、在宅医療・介護連携支援センター職員

参加人数 58人

評価 モニタリングの重要性や関係機関との連携、今後の予測を含めた支援といった、支援者からの働きかけが重要という意識付けが出来た。

第2回

開催日時 令和3年12月17日（金）

開催内容 精神疾患（疑いを含む）を抱える事例へのアプローチ方法

研修講師 あおぞら診療所 北田 志郎 先生

研修対象 地域包括職員、基幹型包括職員、在宅医療・介護連携支援センター職員

参加人数 48人

評価 精神疾患の疑いを持つ方へのアプローチについて、情報収集のポイントやアセスメントの視点を学ぶことで実践に活かせる研修内容であり、今後、事例検討等を実施し、学んだことを活かしていきたいという出席者からの意見があった。

第3回

開催日時 令和4年3月22日(火)

開催内容 支援者からの報告をもとにしたアセスメントのポイント

研修講師 あおぞら診療所 院長 川越 正平 先生

研修対象 地域包括職員、基幹型包括職員、在宅医療・介護連携支援センター職員

参加人数 62人

評価 ケース支援を行うにあたって、事例報告の仕方、支援方針やアセスメントの検討を学んだ。学んだ内容を今後の地域包括内の業務で活用していきたいという意見が聞かれた。

○地域包括支援センター新人職員向け研修会 1回開催

開催日時 令和3年5月14日(金)

開催内容 地域包括ケア推進課(基幹型包括)・関係課の役割、業務内容等の説明

研修講師 市職員(地域包括ケア推進課・高齢者支援課・地域共生課・生活支援課・介護保険課・障害福祉課)

研修対象 勤務経験年数が1年未満の地域包括職員、基幹型包括職員

参加人数 29人

- ② 地域包括支援センター職員の育成の観点から、職種別専門部会への支援の強化を図るとともに、地域包括支援センターの事業評価を活用した実践的な学びの場の提供等を行う。

<取組>

・社会福祉士部会

権利擁護支援における課題を共有し、改善を図ることを目的としたテーマを設定し、意見交換やその内容の共有ができるよう調整を行った。併せて、高齢者虐待について各担当地区の傾向等の分析を行った結果を共有し、虐待防止に向けて求められる取組の検討に繋げた。

・保健師・看護師部会

地域包括の医療職としての役割を不安なく担えるよう、感染対策に留意した活動についての意見交換や実践も踏まえた好事例の共有を行えるよう調整を行った。次年度以降も実践的な学びの場を継続できるよう、参加者のニーズを把握しテーマの検討を行った。

・主任介護支援専門員部会

介護支援専門員を取り巻く環境を共有し、介護支援専門員への支援体制構築を目的として、介護保険課と協力しより良いケアマネジメントへの支援に向けた意見交換会に関する調整を行った。

- ③ 地域包括支援センターの求めに応じて、市の広報媒体の活用等を通じて、地域包括支援センター職員の募集を支援する。

<取組>

地域包括からの依頼のもと、3件の職員募集情報を市ホームページに掲載した。

(5) 個人情報保護の徹底

- ① 市の個人情報保護に関する規程に従って、基幹型包括及び地域包括における個人情報保護の徹底を図る。

<取組>

地域包括の委託契約書において個人情報取扱特記事項を定め、取扱いの指針を示した。

併せて、基幹型包括から地域包括宛に配布する「地域包括支援センターマニュアル」の中で、個人情報を保管する場合の方法及び取扱いについて、紙面の場合は鍵付き金庫で保管すること、データの場合はパスワード機能を活用した上でパソコンにチェーン等を取り付ける盗難被害防止を行うことなどの具体的な内容を示した。

(6) 利用者満足の上

- ① 苦情対応の実施方針を明示するとともに、地域包括が受けた地域包括や行政及び福祉サービス等に関する苦情について報告を受け、協議する機会を設ける。

<取組>

苦情対応の実施方針を仕様書に示した。また、苦情対応フローに、地域包括は苦情受理後速やかに基幹型包括へ報告することと、苦情申立人、苦情対象者双方の状況を確認しながら対応することを示し、苦情対応状況を迅速に共有、協議できる体制を整えた。

基幹型包括で受理した苦情は2件、地域包括が受理した苦情は14件であり、そのうち地域包括に対する苦情は9件あった。また、受理した苦情は、基幹型包括内で共有する時間を設け、必要時全ての地域包括へ共有し、再発防止に努めた。

受理した苦情の内容は、サービスの質や接遇に関するものが大半であり、研修の実施やマニュアルの共有等を通じて利用者満足の上昇に努めていく。

- ② 地域包括が受けた対応困難な苦情は、地域包括と基幹型包括が協力しながら対応し、課題解決に努める。

<取組>

地域包括が令和3年度に受理した苦情のうち、基幹型包括の支援を必要とするような対応困難な苦情はなかった。

(7) 公正・中立性の確保

- ① 地域包括が公正かつ中立性を確保し、相談者に対し介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等を紹介したり、指定介護予防支援業務の委託先の選定することを徹底する。

<取組>

3月に書面開催した地域包括運營業務委託説明会において、公正かつ中立性の確保について契約書を用いて確認した。

- ② 松戸市介護保険運営協議会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

<取組>

公正・中立性を確保する観点から報告が必要であると判断した事項について、下記のとおり松戸市介護保険運営協議会において報告・説明を行い、承認を受けた。

○令和3年7月29日開催

報告「令和2年度基幹型地域包括支援センター運営方針の実施報告について」

「令和2年度地域包括支援センター運営状況の報告について」

○令和3年10月21日開催

報告「令和2年度地域包括支援センター事業評価の結果と概要について」

議題「令和3年度地域包括支援センター事業評価の方向性と評価項目について」

○令和4年2月17日開催

議題「令和4年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」

2 個別業務の実施方針

(1) 総合相談支援業務

- ① 市全域を対象にした断らない相談窓口（福祉まると相談窓口）において、高齢者分野だけでなく、多分野にまたがる複雑化した相談や制度の狭間にある方の相談に対して、課題を紐解き、適切な機関に繋がるまでの支援を実施する。

<取組>

令和3年度は、ワンストップ相談窓口（福祉まると相談窓口）に基幹型地域包括支援センター内に設置していた高齢者総合相談窓口を統合したこともあり、新規相談受理件数は1,483件（月平均123.6件）と前年度の641件から大幅に増加した。

ワンストップ窓口として、相談内容に応じて庁内他課及び支援機関に同行して適切な支援につながるのと同時に、その後の支援経過を把握することで相談の中断を回避するよう努めた。

令和元年10月より圏域ごと（中央・小金・常盤平）に福祉まると相談窓口を設置し、市民にとってより身近な場で相談を受け付けている。

- ② 地域包括における相談事例の状況を把握・分析し、相談事例への効果的な対応に向けた方策を検討するとともに、スキルアップを図るために基幹型包括内で事例検討会等を実施する。

<取組>

地域包括から毎月提出されるレビュー台帳や定期的なレビュー会議等で支援事例の状況把握を行い、必要に応じて地域包括に詳細な情報を確認しながら、事例対応を通して地域包括の後方支援を行った。

事例対応にあたっては、基幹型包括内でその都度検討を行い支援方針の共有を図るとともに、関係機関からの助言を得るなどの方法でスキルアップをはかり、効果的な後方支援に努めた。

- ③ 市全域を対象にしたワンストップ相談窓口（福祉まるごと相談窓口）において、障害分野・児童分野などについても基礎的な相談対応や適切な機関の紹介ができる地域共生相談を実施する。

<取組>

上記①における相談のうち、障害分野に関する相談 271 件（前年度 194 件）、障害児を含む児童分野の相談 11 件（前年度 8 件）について対応を行った。

また、多様な会議体への参加を通して、支援者間の情報共有を密に行い、連携強化を図った。

- ④ 医療・介護・福祉等の関係団体の会議・行事等への積極的な参加等を通じて、市レベルの関係団体・機関・行政のネットワークの構築を図る。

<取組>

町会自治会連合会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、在宅ケア委員会、千葉県 5 市介護保険主管者協議会等に参加し、ネットワーク構築に努めた。

- ⑤ 複合化した課題を抱える世帯への支援体制の整備等地域共生社会に向けた取り組みを強化するために、「松戸市福祉相談機関連絡会」を定期的・継続的に開催し、多分野における相談機関の連携を推進する。

<取組>

松戸市福祉相談機関連絡会は令和 3 年度より重層的支援体制整備事業における多機関協働事業を担い、前年度同様、年に 4 回開催した。また、支援会議の形で 2 事例について事例検討を行い、各機関からの意見を踏まえて支援方針を決定した。さらに、各機関の連絡先や職員体制、役割と機能等を示した資料をとりまとめ、配布することで、支援機関の連携強化に対する支援を行った。

- ⑥ 地域包括マニュアルや相談受付マニュアルを整備し、相談支援の標準化を図る。

<取組>

年度の切替に伴い、地域包括マニュアル及び相談受付マニュアルの内容を見直し、最新の情報へ更新した。また、支援者が活用しやすい内容となるよう関係担当者と検討を行い、必要な箇所については表現を変更するなどの修正を行った。

地域包括から相談の多い内容や社会資源活用に繋がる情報を記載し、使用書類の書式についても統一のものを示すことで、相談支援の標準化を図った。マニュアルの整備は、業務の効率化及び支援の質の向上に繋がることが期待されるため、引き続き内容を精査し更新していく。

(2) 権利擁護業務

- ① 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度の適用に関し、地域包括支援センター職員の成年後見制度理解促進を図るとともに、市長申立てによる成年後見制度の活用も推進する。

<取組>

成年後見制度等、高齢者の権利擁護に必要な法律知識について理解を促すため下記の研修を企画・実施した。

○法務研修の開催

開催日時 令和4年2月22日(火)

受講対象 地域包括職員、基幹型包括職員、在宅医療・介護連携支援センター

講師 ななつぼし法律事務所 弁護士 神保 正宏氏

開催内容 地域包括職員が業務の中で感じる法律、訴訟、金銭、成年後見制度などに関連した不安を解消し、より円滑に業務遂行できるようにする事を目的として開催した。

参加人数 61人

- ② 事例対応において、地域包括と連携しつつ、困難事例に対して、意思決定支援をしながら他取るべき手段がない場合、法に則り迅速な対応（やむを得ない措置、成年後見制度の市長申し立て等）を行う。

<取組>

成年後見制度の市長申し立てについては、検討会を行う前に基幹型包括と地域包括で対象者に面会し、本人の状況確認を行い市長申し立ての妥当性を検討した。令和3年度の市長申し立て検討会の事例件数は23件(前年度40件)と減少しているが、必要に応じた制度活用につながっている。

虐待等の事由により市の権限行使が必要となった場合、地域包括ケア推進課・高齢者支援課の管理職を含めたコアメンバー会議を速やかに行い、権限行使の必要性を判断した。やむを得ない事由により措置を講ずる場合は、基幹型包括が主導し、地域包括と連携して事例対応を行った。

令和3年度はやむを得ない事由による措置を1件(令和2年度は2件)、緊急ヘルプネットワーク事業の利用を3件(令和2年度は1件)行った。

- ③ 高齢者虐待防止ネットワーク・緊急ヘルプネットワーク事業の充実を図り、高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑われる事例に対して迅速に対応できる仕組みを構築する。

<取組>

高齢者虐待の相談受理件数は231件(令和2年度214件)と年々増加し、そのうち虐待ありと判断した事例が106事例で(45.9%)であった(図1)。相談を受理してから本人への訪問調査を即日行ったケースは128件と全体の約55%、1週間以内に行ったケースは84件と全体の約36%であった。1週間以内の84件のうち、33件は24時間以内の対応(翌日対応)となっており、全体の7割程度は24時間以内に対応ができています。緊急度が高い事案については、高齢者虐待防止ネットワークの医師、弁護士とも協議し対応を行った。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談受理件数は40件(令和2年度24件)と大幅に増加している。通報を受理した場合は、基幹型包括でコア会議を開催し、訪問調査等を実施するとともに、必要時は千葉県との協議や協力要請を行った上で対応した。

市内の介護事業所等が、高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑う事例に対して早期把握や迅速な対応ができるよう高齢者虐待防止マニュアル等の周知、虐待防止に関する研修内容のホームページ掲載、DVD貸し出し等を行い、事業の周知啓発およびスキルアップを図った。

さらに、特別養護老人ホームの相談員向けに緊急ヘルプネットワーク事業の説明と情報共有の場を設け、必要時、高齢者の保護が迅速に行えるよう連携強化を図った。また、年末年始に緊急ヘルプが必要になったときに確実に医療受診できるよう、医師会に協力を依頼した。

これらの活動は、年に2回開催される高齢者虐待防止ネットワーク全体会にて報告し、検討を重

ねている。

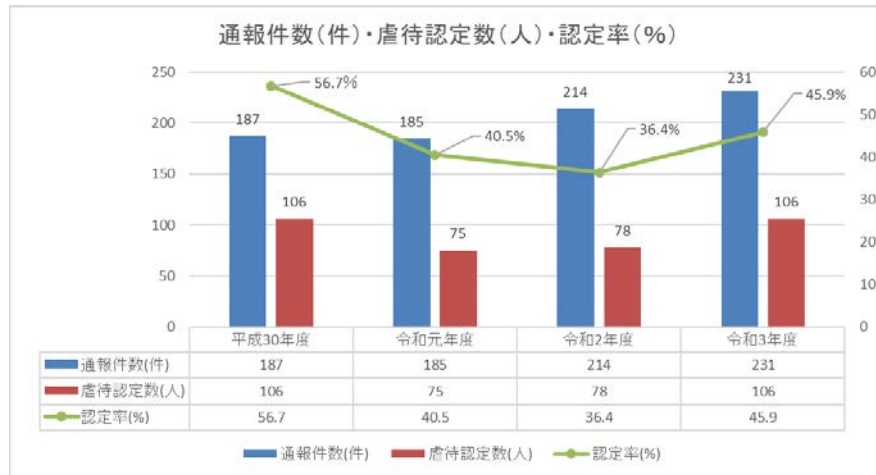


図1 令和3年度の高齢者虐待通報受理件数・認定数・認定率

- ④ 「松戸市虐待防止条例」に基づき、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現のため、高齢者・障害者・児童の担当課との連携強化、連携推進会議の開催、広報活動等を実施することで虐待防止を推進する。

<取組>

松戸市虐待防止条例に関する取り組みの周知啓発のため、令和4年1月25日に広報まつど特集号を発行したり、パートナー講座を開催した。特に、通報を「相談」という表現に変え、支援のきっかけとすることで通報・相談窓口の周知啓発や相談しやすい体制整備に努めた。また、児童・障害・高齢分野の支援者がそれぞれの活動や取組を把握し連携を深めるための研修会やケアラー支援に関する研修会を実施し、支援者のスキルアップを行った。連携推進会議（書面会議）では、委員からの意見をもとに次年度に向けた取組について検討した。

○パートナー講座

開催日 令和3年6月28日（月）
受講対象 六実地区民生委員児童委員協議会
参加人数 25人
内 容 松戸市虐待防止条例について

○ケアラー支援に関する研修

研修名称 地域でケアラーを支援するために ～孤立による虐待を防ぐ地域の取り組み～
対象者 市内福祉サービス従事者
講師 日本ケアラー連盟 牧野 史子 氏
参加人数 64人

- ⑤ 高齢者をターゲットにした消費者被害防止への対応力の強化を図るため、関係機関との協力関係を構築する。

<取組>

地域包括が警察署や消費生活課、消費生活センター等と連携し、高齢者の消費者被害の早期発見早期対応できるよう、情報提供を行った。

また、消費者被害防止の啓発物品を地域包括に提供し、日々の相談業務等での活用を進めた。市民安全課が作成した振り込め詐欺防止のチラシについては、地域包括の窓口へ配架するとともに、介護事業者用サイトにて周知を行った。

- ⑥ 養護者支援の充実、若年層への虐待防止啓発の活動を進め、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。

<取組>

令和3年度は前年度の虐待事例の地区分析を行い、虐待が発生する要因は虐待者の性格や人格によるものが最も多いと分析結果が出た。その結果を踏まえ、養護者理解を進め接し方について学ぶことができるよう、「養護者タイプ別支援モデルの活用」をテーマに専門職向け研修会を実施した。さらに、虐待を受ける高齢者の中には認知症の方が多く見られたため、認知症施策と連携して高齢者虐待防止の周知啓発を図った。

講師 淑徳大学 学長 山口 光治先生

参加人数 69人

対象 地域包括職員、基幹型包括職員、在宅医療・介護連携支援センター職員、市内介護従事者

また、59歳以下の若年層による虐待が5割程度を占めていたことから、若年層がアクセスしやすいSNS等を活用し、虐待に関する知識や相談先の周知を行った。

周知啓発の際には、通報者保護の原則、通報ではなく「相談」という言葉を用いて相談のハードルを低くする、高齢者虐待防止法は、被虐待者、養護者双方を支援する法律でもあることを知って頂く工夫等もあわせて行った。

- ⑦ 地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席、助言を行う。必要に応じて身体拘束廃止委員会等へ出席、助言を行う。

<取組>

令和3年度の運営推進会議に基幹型包括の地区担当が46回出席した。そのうち、44回は書面会議であった。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 地域包括による介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の計画的な開催を支援する。

<取組>

テーマや開催日の重複等による参加者の分散を避けるため、事前に各地域包括が実施予定の研修会をとりまとめ、情報共有を行った。

また、地域包括と協議し、感染対策に配慮した開催がなされるよう、開催会場の確保や開催時の感染予防対策について助言を行った。

- ② 地域包括から基幹型包括に支援要請があった介護支援専門員からの相談事例について、解決に向けた直接的な支援（同行訪問、サービス担当者会議への出席等）を行う。

<取組>

基幹型包括の支援を要すると判断した事例には、基幹型包括の地区担当が中心となり、随時同行訪問を119件（前年度83件）、サービス担当者会議への出席等を163件（前年度37件）行うなどの支援を実施した。また、行政権限が必要な事例（主に虐待事例）については、基幹型包括が主導して、地域包括や介護支援専門員と連携の上、支援方針の決定等を行い、支援を進めた。

直接的な支援を要さない事例においても、基幹型包括の地区担当が必要に応じて地域包括に助言等を行うなどし、地域包括への後方支援を通して介護支援専門員の支援にあたった。

- ③ 重度の要介護者を在宅で支えるための介護サービスのマネジメントや医療との連携など、在宅生活の限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援を行う。

<取組>

介護支援専門員が医療・介護連携を円滑に進められるよう、地域包括とともに随時助言や同行訪問、担当者会議へ出席を行った。また、介護支援専門員への支援を通して地域のニーズを把握し、医療・介護連携や介護サービスのマネジメントのさらなる推進に向けて検討を行っている。

(4) 地域ケア会議関係業務

- ① 地域個別ケア会議（個別事例レベル）及び自立支援型個別ケア会議・地域包括ケア推進会議（日常生活圏域レベル）・松戸市地域ケア会議（市レベル）の三層構造の地域ケア会議の運営を通じて、個別事例及び地域における課題の解決を進める。

<取組>

基幹型包括は、地域包括の行う各ケア会議の事前事後に打合せを行い、会議の運営を通じて個別事例への対応や、そこから見えてきた地域の課題解決に向けた会議が出来るよう助言を行った。

- ② 三層構造の地域ケア会議の連携強化、会議運営ノウハウの共有化、会議運営マニュアルの充実等を通じて、地域個別ケア会議及び地域包括ケア推進会議の機能強化を図る。

<取組>

当市における各会議の目的や機能について、「地域ケア会議の機能と構造」という資料を作成し、各会議の果たす役割や関連について明示した。（図2）

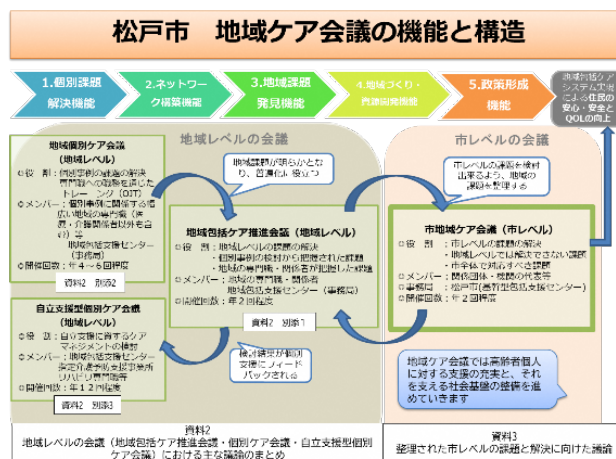


図2 地域ケア会議の機能と構造

また、推進会議の運営や方向性について迷っている包括が多いことをヒアリングから把握し、令和4年度は会議運営のノウハウの共有、推進会議の機能強化を図る目的で、他の地域包括の会議運営の見学等の実施を目指している。

- ③ 地域個別ケア会議において、地域におけるより多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援が受けられるようルール作りや環境整備を進めるとともに、地域包括との事前・事後協議を強化する。

<取組>

介護保険課主催の介護支援専門員向けの研修（居宅介護支援事業所等集団指導）において、地域ケア会議にて介護支援専門員に対する支援が受けられることを基幹型包括から周知した。

また、地域包括の自立支援型個別ケア会議の準備の簡略化を図るために、介護支援専門員への事例提供の依頼文のひな型を作成し、地域包括に配布した。地域包括との事前事後協議については引き続き行っている。

- ④ 地域包括ケア推進会議において、地域課題の解決を目指した幅広い関係者の連携を支援するとともに、地域の意見・問題意識の反映に向けて議論を深めていけるよう支援を強化する。

<取組>

地域包括等との事前協議において、地域課題に応じた参加者の選定や当日の議事進行、課題に対する意見集約などについて助言を行った。参加者選定の際、庁内関係者等の参加が必要な場合は、基幹型包括職員から出席依頼を行うなどの支援を行った。

- ⑤ 関係団体・関係機関・行政の連携の下、松戸市地域ケア会議の課題解決能力の充実を図る。

<取組>

市地域ケア会議での検討方法や会議資料全般について、見直しを図った。資料については、各会議から抽出された課題をさらに統合し、より重点的に市全体で検討、取り組むべき課題について取り上げた。また、課題の内容に沿ったテーマに名称を変更し、今後、推進会議や2層ワーキングで重点的に取り上げるなど、推奨するテーマ・課題について提示し、全体の共通認識を図った。これらにより、会議については、各団体の取り組みの紹介や共有にとどまらず、委員による全体討議となり、議論が深まった。

議論の結果、新型コロナ対策とフレイル予防について周知啓発するリーフレットを3種類作成した（図3）。なお、作成にあたっては、テーマ毎に関係団体に記事の監修を依頼し、地域ケア会議からの発信として、委員を中心とした関係機関や団体へ活用を促し、市民に向けて幅広く配布した。





図3 地域ケア会議の周知リーフレット（3種）

(5) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

- ① 多様なサービス（短期集中予防サービス、高齢者就業主体のサービス等）の積極的な活用など、自立支援型ケアプランの作成に向けた地域包括への支援を行う。

<取組>

○令和3年度 介護予防ケアマネジメント研修会

開催日時 令和4年1月28日（金）

受講対象 地域包括職員・主任介護支援専門員・介護支援専門員

開催内容 自立（自律）支援に向けた介護予防ケアマネジメント～「本人の意欲」を動機づけるアセスメントとプランニング～

講師 ケアタウン総合研究所 代表 高室 成幸 氏

参加人数 139人

○自立支援型個別ケア会議の出席 12回中12回出席

研修会や自立支援型ケア会議を通して、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント技術の向上に向けた支援を行った。

- ② 制度見直しの反映や活用可能性向上の観点から、介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実等を図る。

<取組>

介護予防ケアマネジメント実務マニュアルの改訂について、法律や制度の改正、及び国より示されたガイドラインに沿って行うとともに、同マニュアルを現場に即した活用しやすいものとするため、地域包括や関係各課と検討を行い、内容に反映した。

介護予防ケアマネジメントマニュアルは地域包括や居宅介護支援事業所等へ広く配布するとともに、松戸市ホームページに掲載し活用を促した。

(6) 在宅医療・介護連携推進業務

- ① 医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進するため、在宅医療・介護連携支援センター（以下、連携支援センター）及び地域サポート医と、地域包括及び基幹型包括との連携体制を強化する。

<取組>

基幹型包括及び地域包括から連携支援センターに個別支援に関する相談、アウトリーチの依頼を行っており、基幹型包括から連携支援センターへの連絡・相談回数は140回であった。

地域包括が連携支援センターにアウトリーチの依頼をする際には、基幹型包括の地区担当と事前に協議をしているほか、必要時には、連携支援センター、基幹型包括、地域包括が連携して同行訪問や担当者会議に参加をし、困難事例に対応している。

また、連携支援センターの定例会議に基幹型包括職員が毎月参加するとともに、連携支援センターの職員にはセンター長会議に出席を依頼し、地域の状況や地域包括の取り組み等を共有した。令和4年3月には、尼崎市医療・介護連携支援センター あまつなぎと連携支援センターの交流会に基幹型包括も参加し、各々の活動状況について情報交換を行った。

- ② 医療関係者とのネットワーク構築の観点から、在宅医療・介護連携支援センターと緊密に連携しつつ、医療関係者と地域包括支援センターの合同の事例検討会・講演会・勉強会等の開催・開催支援、研修会や会議等へ出席する。

<取組>

地域包括・基幹型包括と連携支援センターは個別ケア会議、地域包括ケア推進会議、自立支援型個別ケア会議など各種会議で連携を図っており、自立支援型個別ケア会議については、連携支援センターの管理栄養士、歯科衛生士にアドバイザーとして参加していただいている。

また、地域包括向け合同研修会について、連携支援センターの医師を講師に迎え実施したほか、連携支援センター主催の困難事例検討会に基幹型包括及び地域包括職員が参加するなど、連携強化及び対応力向上を図っている。

(7) 認知症総合支援業務

- ① 認知症初期集中支援チームを通じた認知症の早期診断・早期対応に当たって、地域包括支援センターへの後方支援を行う。

<取組>

令和3年度は、松戸市内全地域包括に本事業の委託が完了し、15圏域に初期集中支援チームが配置された。新規委託したチームには基幹型包括職員が会議に参加し、事前事後に支援方針の策定や会議の運営に係る助言を行った。

既存のチームには、基幹型包括の地区担当がチーム員会議に適宜出席し、適切な運営となっているか確認・助言を行い、事業の質の向上を図った。

チームの支援の質の向上や、円滑な実施を目的とし、支援に関する事例集を作成し関係者への情報共有を行った。

<支援実施件数>

令和3年度 32件（令和2年度 34件）

支援実施した事例のうち、高血圧や糖尿病を合併している事例が多く見受けられたため、薬剤師の内服指導による症状の改善につなげることが出来た。

- ② 認知症予防を推進するとともに、地域課題の解決を図るため、医療・介護連携に基づく認知症の早期把握・ケアマネジメントを推進する。

<取組>

実施機関の拡充を図るため、「まつど認知症プロジェクト」の実施希望機関の職員を対象に「認知症を予防できる街♡まつどプロジェクト研修会」の YouTube 配信を行い、同プロジェクトの効果や実施方法について周知した。

本事業について市ホームページに掲載することで、プロジェクトを広く周知し、市民が利用できるよう図った。また、周知活動として本プロジェクトの広告が入ったマスクの配布を市民向けに行った。

本事業の実施件数は下記のとおり。

<令和 3 年度実績>

新規件数 15 機関 160 件

1 年後モニタリング件数 12 機関 65 件

2 年後モニタリング件数 8 機関 32 件

3 年後モニタリング件数 4 機関 22 件

4 年後モニタリング件数 2 機関 5 件

- ③ オレンジ協力員（チームオレンジ）の養成推進や活動機会増大等を通じて、あんしん一声運動を推進するとともに、認知症地域支援推進員・認知症コーディネーター等と連携した認知症地域支援を推進する。

<取組>

オレンジ協力員がチームオレンジとして活動できるようになるためのステップアップ研修に基幹型包括として介入し、チームオレンジの活動がより実践的になるように図った。ステップアップ研修の実施主体である社会福祉協議会及び地域包括に対し、研修内容・講師選定・研修実施・実施方法の助言を行った。

あんしん一声運動の推進として、オレンジ声かけ隊（認知症サポーター）に対する研修を実施した。認知症コーディネーターを研修講師とし、認知症の知識や予防について講演していただくことで、認知症サポーターの活動啓発を図ったことに加え、認知症コーディネーターの活躍の機会を創出する効果があった。

- ④ 認知症高齢者の徘徊における早期発見として、防災行政用無線やメール配信システムを活用した徘徊高齢者探索や高齢者の見守りシール等を活用した体制を整備する。また、警察署で保護された徘徊高齢者等の情報を早期に把握し、早期支援・介入に繋げる。

<取組>

警察からの徘徊高齢者に関する情報提供書を通じて地域包括へフォローを依頼し、地域包括から報告されたフォロー内容を基に状況を把握し、必要時支援方法について地域包括と検討した。

また、徘徊高齢者の家族・親族からの申請に基づき、見守りシールを支給した。

見守りシール利用者の増加を目指すため、広報まつど特集号に見守りシールの紹介記事を掲載した。

<活動実績>

- 高齢者の見守りシール（どこシル伝言板）の支給 103件（前年度 88件）
- 警察からの支援対象者情報提供書の提供件数 延べ518件（前年度 延べ356件）

⑤ 認知症の理解を深めるため、関係機関及び地域住民に対する普及啓発活動を推進する。

<取組>

○認知症サポーター養成講座の推進

- ・認知症サポーター養成講座の実施回数等について

令和3年度は計85回開催し、そのうち6回を基幹型包括が実施した。（79回は地域包括が実施。）受講者数は延べ31,106人と前年度より1,905人増加した。

また、学校向けの講座についても注力し、基幹型包括と地域包括が協働して、市立松戸高校等、市内の小中高大学校向け計985人（令和2年度は369人）へ講座を実施した。

- ・オンライン認サポ実施に係るマニュアル作成について

コロナ禍による感染予防対策として、基幹型包括ではオンライン認サポの実施を推進した。全ての地域包括が、オンラインで認知症サポーター養成講座が実施可能となるよう、地域支援推進の業務の一環として地域包括と協議し、オンラインで認知症サポーター養成講座を実施する上でのマニュアルを作成した。

○世界アルツハイマーデー・アルツハイマー月間

市役所連絡通路にて、認知症に関するパネルの展示・パンフレットの配架を行った。

○オレンジガーデニングプロジェクト

本プロジェクトは、地域で認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色の花を植え、認知症になっても暮らしやすいまちづくりを目指す周知活動である。

この主旨に沿って、基幹型包括がマリーゴールドの花を調達し、市役所本館玄関前に植栽した。苗については各地域包括にも配布し、普及啓発の実施協力を促した。

また、活動の普及啓発を目的とした看板を作成し、植栽した花の近くに掲示した。この看板は市ホームページに掲載し、自由に印刷等の利用が出来る工夫を行うことで活動を周知した。（図4）

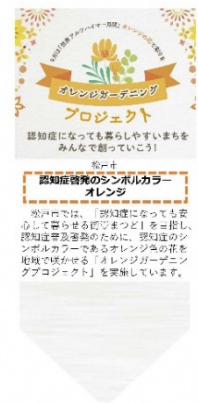


図4 普及啓発の看板

○「プラチナ作品展」の実施

認知症本人の活躍の場の創出として「プラチナ作品展」を実施し、認知症の方が作成・提出した様々な作品を松戸市役所連絡通路へ展示した。

実施には基幹型包括の認知症地域支援推進員が企画・運営から携わり、介護支援専門員や事業所への周知、広報等を行った。また、地域包括が実施する活動周知・作品募集の方法について基幹型包括から助言を行った。

⑥ 認知症の方や介護者が参加可能な認知症カフェ等の取組を推進するとともに、当事者の声を拾い上げられるような仕組みを構築する。

<取組>

認知症カフェの開催場所を示したマップを基幹型包括で作成しているが、令和3年度は新たに1か所のカフェをマップに追加した。このマップを市ホームページに掲載することで、市内全体23か所で開催されているカフェの周知を行った。カフェの交流会ではコロナ禍において再開を躊躇している団体も多かったため、感染対策やその実施方法について基幹型包括から情報提供を行った。

当事者の声を拾い上げる手法として本人ミーティングがあるが、先駆的に行っている地域包括の事例を他の地域包括に報告してもらう機会を作り、ノウハウ・効果の共有を図った。その後、各地域包括で出来る範囲での横展開が見られている。

(8) 生活支援体制整備事業

- ① 第1層の生活支援コーディネーターは基幹型包括を所管する地域包括ケア推進課に配置し、第2層の生活支援コーディネーターと連携しながら、地域共生の視点を踏まえ、不足する生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制整備を進める。

<取組>

第2層の生活支援コーディネーターはまつどNPO協議会に委託し、3人の生活支援コーディネーターが1人あたり5地区ずつ担当することで、市内15地区の地域活動の中心となる役割を担った。

各地区での地域活動の内容については、基幹型包括の生活支援体制整備事業担当が第2層の生活支援コーディネーターと四半期に1回、打合せを行った。打ち合わせにおいて、各地区の活動の進捗状況や今後の方針を話し合い、重層的支援体制整備事業の一部として、高齢者に限らない事業実施を推進できるよう、まつどNPO協議会と実施方針を共有した。

また、第2層の協議体である地域包括ケア推進会議において話し合われた課題の中から、市全域の課題として取り組むべきものを選び、第1層の協議体である地域ケア会議にて議題として取り上げるなど、協議体を活用した連動を行った。

- ② 「支えあう地域づくり勉強会」や「高齢者支援連絡会」など、住民主体の取組の支援を行う。

<取組>

地域住民主体の取組については、各地区において主に第2層の生活支援コーディネーターが中心となって開催した。第1層として基幹型包括の地区担当は、随時進捗や方向性の確認、庁内外の組織との連携を行い、当日の活動にも参加するなどの支援を行った。

各地区では「地域づくり交流会」として、1年間の取組内容の振り返りや、より多くの地域住民が関わることのできる地域活動を年に1回以上開催した。

この交流会での取組内容を市内全体で共有し、地区ごとの特性を活かした種々の取組を今後の地域活動に活用することを目的として「地域づくり報告会」を開催した。

上記の交流会及び報告会は第2層が中心となって開催し、第1層は事前・事後の打合せや会場準備、当日の運営等の支援を行った。

○地域づくり交流会

令和3年11月から令和4年3月までの間に各地区にて開催。全開催回数は19回。

○地域づくり報告会

実施日時 令和4年3月7日(月) 13時～15時45分

ゲスト IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所]代表者 川北 秀人氏

参加者 まつどNPO協議会、基幹型包括職員、地域住民

参加人数 89人

(9) 松戸市指定事業

- ① 地域包括支援センターが行う、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務、介護予防普及啓発事業について、円滑に事業を展開できるよう後方支援を行う。

<取組>

包括的相談支援事業を円滑に行うため、必要に応じて各地区の多職種協働を進めるための連携の橋渡しを行った。

地域包括が行う介護予防普及啓発事業については、実施内容について随時地区担当と協議するとともに、他の地域包括の好事例の共有を図りながら、地域特性に応じて、より自立支援や知識の普及啓発につながる取組を推進した。

感染対策としてオンラインの活用も推進し、多様な形で地域の高齢者が参加できる体制整備を進めた。

- ② 保健福祉サービス等の利用について、地域包括支援センターなどの支援者が、円滑に利用申請手続き等ができるように、相談受付マニュアルやサービス一覧表を整備する。

<取組>

介護給付以外の相談受付マニュアルを作成するため、各関係機関に対して情報収集をした。それを集約し各関係機関及び地域包括、居宅支援事業所並びに福祉まるごと相談窓口にてデータ又は紙媒体で配布した。

- ③ 地域密着型（介護予防）サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等へ出席し、必要な助言等を行う。

<取組>

令和3年度の運営推進会議に基幹型包括の地区担当が46回出席した。そのうち、44回は書面会議であった。

- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）について、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において適切に利用できるよう、マニュアルの整備を行う。また、総合事業に関する特定業務等を行う。地域包括が行う介護予防事業について、高齢者の自立支援の推進に向けて後方支援を行う。

<取組>

法制度の改正、国より示されたガイドラインに基づき、介護予防ケアマネジメント実務マニュアルの整備を進め、適切なサービス利用となるよう、周知を図った。

令和3年12月10日発行の広報まつど特集号にて基本チェックリストを掲載し、介護予防・生活

支援サービス事業活用による自立支援・重度化防止に繋がるよう普及啓発を行った。

自立支援型地域個別ケア会議では、自立支援に資するケアプランの考え方を多職種の専門的な視点に基づく助言を通して学び合い、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支援するネットワーク構築とスキルアップに繋がっている。

令和3年度の総合事業の特定業務については、地域包括からの申請に基づき、250件（前年度161件）の事業者特定を行った。